

令和 3 年 度

公の施設の指定管理者監査報告書

南相馬市監査委員

南相馬市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和4年1月25日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴木 昌 一

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類
公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
南相馬屋内市民プール	株式会社 東武	市民生活部 スポーツ推進課

3 監査の範囲
令和2年度に係る事務事業

4 監査の着眼点
監査の主な着眼点は以下のとおりです。

所管課

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

コ 利用料金制度を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のための利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。

サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

シ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続きは適正に行われているか。

指定管理者

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組みはなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 公の施設の管理に係る管理規定、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規定は、整備されているか。また、それらの諸規定に基づいた事務が執行されているか。
- キ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ク 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、施設管理者、会社担当者からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行いました。

6 監査の期間

令和3年10月14日～令和4年1月24日

7 対面監査の実施日

令和3年11月11日

8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導状況等について監査を実施した結果、改善を要する事項が認められましたので、以下に個別に記述しました。指定管理者にあつては所管課との協議により、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め万全を期すようお願いします。

南相馬屋内市民プールについて

1 指定管理者の名称

株式会社 東武 相双支店

2 指定期間

平成30年1月1日から令和4年3月31日まで

3 令和2年度指定管理料

23,503,147円

4 施設概要

施設所在地 南相馬市原町区小川町553-1

建設年月 昭和61年12月

敷地面積 2,293.34㎡

延床面積 808㎡ 25mプール6コース・事務室・更衣室・シャワー室・機械室
トレーニングルーム・救護室

設置目的 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与するため

5 業務の範囲

施設の管理及び運営に関する業務

施設及び設備の維持管理に関する業務

監視業務に関する業務

利用促進に関する業務

施設利用許可等に関する業務

利用料金の徴収、減免及び免除に関する業務

緊急時の対応に関する業務

6 指定管理者選定

選定区分 公募

応募者数 2団体

仮協定年月日 平成29年11月21日

議決年月日 平成29年12月20日

7 管理協定

年度協定締結年月日 令和2年4月 1日

変更協定年月日 令和3年3月31日

8 利用料金制度 適用

9 施設利用状況

(単位:人、%)

区分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比	備考
プール利用者	45,475	34,820	45,081	77.2	

10 収支決算の状況（令和2年度）

指定管理委託事業分

項 目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b-a)
入場料	8,632,000	5,275,760	3,356,240
利用促進事業	2,325,000	2,036,000	289,000
子ども減免分	0	305,700	305,700
指定管理料	23,390,000	23,390,000	0
指定管理料(コロナ影響分)	0	113,147	113,147
収入 計	34,347,000	31,120,607	3,226,393
人件費	19,582,000	17,882,577	1,699,423
報償費	1,416,000	0	1,416,000
旅費	250,000	0	250,000
需用費	8,135,000	7,381,505	753,495
修繕費	400,000	162,500	237,500
役務費	544,000	229,403	314,597
委託料	2,252,000	1,818,395	433,605
使用料及び賃借料	1,051,000	597,856	453,144
備品購入費	317,000	350,166	33,166
負担金	20,000	21,000	1,000
租税公課	319,000	0	319,000
その他	61,000	0	61,000
支出 計	34,347,000	28,443,402	5,903,598
収 支	0	2,677,205	2,677,205

自主事業分

項 目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b-a)
体組成測定	185,976	2,000	183,976
トレーニングルーム	1,060,000	221,000	839,000
被災自治体小中学生の業受入れ	0	0	0
プライベートレッスン	-	56,000	56,000
水泳チーム	-	220,000	220,000
収入 計	1,245,976	499,000	746,976
体組成測定器リース料	185,976	0	185,976
トレーニング機器メンテナンス	101,520	0	101,520
被災自治体小中学生の授業受入れ	0	0	0
支出 計	287,496	0	287,496
収 支	958,480	499,000	459,480

令和2年度 収入支出差引残額 2,677,205円 + 499,000円 = 3,176,205円

11 事業費の状況

過去2年間の指定管理料

(単位：円)

年度	平成30年度	令和元年度	備考
金額	23,248,000	23,329,000	導入年度：平成27年度

12 監査の結果

下記に記載したとおり、改善及び検討を要する事項や、是正を要する事項が認められました。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるようお願いいたします。また、措置を講じたときは、遅滞なく報告してください。

なお、軽微な改善、検討を要する事項については、口頭で指示しました。

施設の保守管理業務について改善を求めたもの

【指定管理者及びスポーツ推進課に対して】

対象施設は、未就学児から高齢者まで多くの利用者があり、安全かつ安心して利用できる施設でなければなりません。施設及び設備の維持管理に関する業務において、仕様書に定めたとおり行われていませんでした。

点検及び検査に係る業務及び施設の維持管理に係る業務において、指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出しなければなりません。報告書の提出がありませんでした。

点検及び検査に係る業務のうち、ボイラー煤煙測定業務が行われていませんでした。

[指摘事項]

指定管理者は、施設が安全かつ安心して利用できるよう、仕様書に定めた点検業務等を行い、市へ報告書を提出してください。

スポーツ推進課は、指定管理者に対し、業務報告書の提出を求めるとともに、仕様書に定めた保守点検等が適切にされているか確認してください。

収支決算に誤りがあったもの

【指定管理者及びスポーツ推進課に対して】

令和3年2月1日付2公第861号通知「新型コロナウイルス感染証予防対策に伴う令和2年度指定管理料の取扱いについて」を受け、減収している施設においては、決算額における歳出額と歳入額の差額を指定管理料として支払うとされたことから、令和3年3月31日に額の算定が行われ減収分が補填されましたが、精査の結果、減収している施設には該当しませんでした。

収支決算額を算定する際「子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例」により、免除した分の補填額305,700円を収入に計上しなかったこと、ろ過装置保守点検業務料250,800円を過大に支出したこと、及び指定管理料にかかる消費税額2,126,352円を支出に計上したことから、減収している施設として追加補填113,147円が増額されました。

なお、消費税の計上については、当該経費にあたらなことから、事業完了報

告書の収支決算書を修正した結果、収支差引は-5,647円から2,677,205円になりました。

[指摘事項]

公有財産管理課からの通知では「決算において、指定管理料を含む収入が支出を上回る場合は、指定管理料の増額補填は行わない。」とされており、当該施設は、減収した施設にはあたらないことから、追加補填された113,147円については、適正に処理してください。

自主事業について改善を要するもの

【指定管理者及びスポーツ推進課に対して】

指定管理者仕様書において、指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に協議書を提出し、事前に承諾を受けるとされていますが、協議書の提出がないまま実施されていた事業がありました。

令和2年度は自主事業が5事業行われていますが、3事業分の協議しかされていませんでした。

[指摘事項]

指定管理者仕様書で定めたとおり、自主事業の協議・承諾を行ってください。

また、指定管理者指定申請時に提案のあった自主事業については、今後積極的に展開されるよう協議してください。

指定管理料の算定に検討を要するもの

【スポーツ推進課に対して】

指定管理料については、毎年度の業務実績と収支予算等に基づき決定することになります。人件費のうち、管理費分として月額20万円の支出がありましたが、支出の根拠が明確でなく、またその支出が確認できる証憑書類もありませんでした。

指定管理料算定資料においては、人件費として、管理責任者及び管理人、監視指導員及び監視補助員として8名分計上されていましたが、収支決算書においては、8名分とは別に、業務管理経費人件費等、福島事務所総務人件費等、仙台北本店総務人件費等の支出がありました。しかしながら、支払先、支払金額を証するものはありませんでした。

[指摘事項]

人件費について、施設管理上、妥当かどうかの判断について協議のうえ、適正な算定をしてください。

指定管理料の算定に誤りがあったもの

【スポーツ推進課に対して】

指定管理料23,390,000円は、子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例により小中学生・高校生分は収入0円。また、子ども利用に要する経費分を含め経費算定されていますが、子ども免除分補填額305,700円が支払われていました。

[指摘事項]

子ども免除分は指定管理料に含まれており、補填した305,700円は二重払いですので適正に処理してください。

【意見】

【スポーツ推進課に対して】

減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし補填等の措置は行わないとしていることから、子ども免除分についても同様の措置が事務処理上効率的であると考えます。